

第25期 定時株主総会 招集ご通知



開催
日時

2023年5月30日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催
場所

東京都渋谷区道玄坂2丁目6番17号
渋東シネタワー11階
AP渋谷道玄坂

決議
事項

議案
取締役1名選任の件

株主総会資料のウェブ化について

会社法改正に伴い、株主総会資料は当社ウェブサイトにて提供しております。

全体の資料につきましては、同サイト掲載の「第25期定時株主総会招集ご通知」にてご確認くださいませよう願ひ申しあげます。

<https://www.copa.co.jp/ir/stock/meeting.html>

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染の防止にご配慮賜りますようお願い申しあげます。

今後の状況により株主総会の運営に変更が生じる場合は当社ウェブサイトでお知らせいたします。

<https://www.copa.co.jp/ir/>

株式会社コパ・コーポレーション

証券コード：7689

証券コード 7689
2023年5月15日
(電子提供措置の開始日 2023年5月8日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿南二丁目23番7号
株式会社コパ・コーポレーション
代表取締役社長 吉 村 泰 助

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第25期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.copa.co.jp/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。



東証上場会社情報サービス

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスし、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧
書類/P R情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数な
がら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛
否をご表示いただき、2023年5月29日（月曜日）午後6時までにご送付くださ
いますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月30日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂2丁目6番17号 渋谷シネタワー11階 A P 渋谷道玄坂
(末尾のご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 【報告事項】 第25期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
【決議事項】 議案 取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
 - ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・会社の体制及び方針に関する事項
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株主総会資料の電子提供制度について

会社法改正による電子提供制度への移行に伴い、従来書面でお送りしていた株主総会資料の一部（事業報告・計算書類・監査報告）は、ウェブサイトに掲載して提供する方法に変更いたしました。お手数ですが、本通知記載のURLにアクセスしてご確認くださいようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応について

本株主総会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応について、次のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解及びご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきご来場賜りますようお願い申し上げます。

会場の当社スタッフは、検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。また、ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声かけをし、入場をお控えいただくことがございます。その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解及びご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の感染状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイトでお知らせいたします。

<https://www.copa.co.jp/ir/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

事前に議決権行使される場合



郵送

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示し、折り返しご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2023年5月29日（月曜日）
午後6時必着

当日ご出席される場合



株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

株主総会日時

2023年5月30日（火曜日）
午前10時

議決権行使書のご記入方法

A diagram of a proxy ballot form. The form is titled '議決権行使書' and includes fields for '株主番号' and '議決権行使回数'. It features a grid of circles for marking '賛' (Agree) or '否' (Disagree) for multiple '議案' (Proposals). A blue callout box points to the grid with the text 'こちらに議案の賛否をご記入ください。' (Please enter your agreement/disagreement with the proposal here). The form is from 'コバ・コーポレーション 株式会社'.

議案について

議案
賛成の場合 ▶ 賛 に○印
反対の場合 ▶ 否 に○印

株主総会参考書類

議 案 取締役1名選任の件

管理体制の強化のため、取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本取締役候補者が選任された場合、その任期は当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了すべき時（第26期定時株主総会の終結の時）までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)				所有する 当社の株式の数	当事業年度 における 取締役会への 出席状況
みず	しま	よし	かず		
水	島	慶	和	－株	－
(1965年8月21日生)					

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 城南信用金庫 入職
 1997年9月 山田&パートナーズ会計事務所（現 税理士法人山田&パートナーズ）入所
 1999年1月 株式会社東京ファイナンシャルプランナーズ（現 山田コンサルティンググループ(株)）転籍
 2001年8月 株式会社エム・アイ・ディ ジャパン 入社 管理部長
 2003年8月 株式会社サンダンス・リゾート 入社 管理部長
 2011年8月 株式会社船井財産コンサルタンツ（現 (株)青山財産ネットワークス）入社
 2014年3月 株式会社青山財産ネットワークス 取締役執行役員管理本部長
 2018年1月 ラオックス株式会社 入社
 2018年2月 株式会社モード・エ・ジャコモ 取締役管理本部長
 2018年2月 株式会社オギツ 取締役管理本部長
 2018年2月 LFクリエイションズ株式会社 代表取締役
 2020年10月 ラオックス・リアルエステート株式会社 取締役管理本部長
 2022年9月 当社入社 管理本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

同氏は、事業会社の経営をはじめとして、現場における経営管理・経営企画・財務・経理などの幅広い分野における豊富な経験と実績を有していることから、当社の管理体制の強化及び企業価値の向上を推進するために適切な人材であると判断し、新任の取締役候補者といたしました。

(注) 1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる株主、会社、従業員、その他第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者が取締役に選任された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、2023年7月に同内容で当該保険契約を更新する予定であります。

以上

事業報告 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

当社は、2021年6月25日開催の第23期定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認され、決算期を3月31日から2月末日に変更いたしました。これにより、前事業年度が2021年4月1日から2022年2月28日までの11か月となったため、当事業年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くものの、ウィズコロナの生活様式が浸透されるなど、景気の持ち直しが期待されました。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻及びロシアに対する経済制裁、世界的なインフレ対応のための各国の金融引き締め、これに伴う円安の影響により先行き不透明な状況です。この問題が、世界の経済活動・景気に長期的な支障をきたすことへの懸念等、依然として今後の消費マインドへの不安材料が常に付きまとう状況となっております。これらの結果、当事業年度における業績は売上高2,572,852千円、営業損失116,665千円、経常損失117,094千円、当期純損失133,340千円となりました。当社の事業セグメントは単一の事業セグメントでありませんが、販売チャンネルを区分した売上高の概況は次のとおりであります。

① TV通販

当販売チャンネルには、TV通販番組にて販売するため、TV通販番組運営会社に対する商品の売上が含まれます。当事業年度の売上高は、キッチン系商品のコーティング包丁「スーパーストーンバリア包丁」と「スーパーストーンバリアシャープナー」のセット、クリーン系商品の掃除用クロス「パルスイックロス」や、ビューティ&ヘルス系商品のゴムを使用したピーリングタオル「ゴムポンつるつる」が売上を牽引しましたが、前期に続き巣籠り消費に関連していたと推測される消費者の購買行動による影響の反動減と、ウクライナ情勢による世界経済への影響（原材料の高騰や円安）により、輸入商品の企画・開発が想定よりも進まなかったことから、メディアで取り上げられる商品数が減少し、広告シャワー効果の影響が薄まったことが尾を引き、その結果、1,059,087千円となりました。

② ベンダー販売

当販売チャンネルには、量販店において店頭で販売するため、量販店に対する商品の売上が含まれます。当事業年度の売上高は、ビューティ&ヘルス系商品のゴムを使用したピーリングタオル「ゴムポンつるつる」、インテリア系商品の軽量の晴雨兼用の折り畳み傘「Gゼロポケット傘」、キッチン系商品のコーティング包丁「スーパーストーンバリア包丁」等の売上が好調に推移しましたが、夏場にかけての天候不順による季節商品の売上不振が尾を引き売上高が減少したことに加え、一部取引先店舗の来店者数が依然としてコロナ前の水準に戻っておらず、その結果、600,699千円となりました。

③ インターネット通販

当販売チャンネルには、インターネット上のショッピングモールでの商品の売上が含まれます。当事業年度の売上高は、ビューティ&ヘルス系商品のゴムを使用したピーリングタオル「ゴムポンつるつる」、クリーン系商品のボトルの中では液体なのに噴射した瞬間ジェルに変化するカビ取り剤「スパイダージェル」、クリーン系エアコンファン洗浄剤「カビツシュトレール」等の売上が好調に推移いたしましたが、ウクライナ情勢による世界経済への影響（原材料の高騰や円安）により、輸入商品の企画・開発が想定よりも進まなかったことから、メディアで取り上げられる商品数が減少し、広告シャワー効果の影響が薄まったことにより、その結果、730,140千円となりました。

④ セールスプロモーション

当販売チャンネルには、企業等からのプロモーション活動や社内教育に関する依頼に基づいた実演販売士の派遣及び各種動画の制作・出演による売上が含まれます。当事業年度の売上高は、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、前事業年度からイベント案件数の回復には至らないものの、動画制作案件の受注が増加したことにより、117,534千円となりました。

⑤ デモカウ

当販売チャンネルには、当社が消費者へ直接商品を販売するための当社直営店舗「デモカウ」及びECサイト「デモカウ」の売上が含まれます。実店舗においては、お客様及び従業員の安心安全を確保するため新型コロナウイルスの感染対策を徹底した上で営業活動を行っておりますが、依然として来店者数がコロナ前の水準に戻っていない状況でございます。ECサイトにおいては、ウクライナ情勢による世界経済への影響（原材料の高騰や円安）により、輸入商品の企画・開発が想定よりも進まなかったことから、メディアで取り上げら

れる商品数が減少し、広告シャワー効果の影響が薄まったことにより、売上高は低迷することとなりました。この結果、ビューティ&ヘルス系商品の滑車を使った骨盤ベルト「骨盤整隊カシャーン」や、クリーン系商品の掃除用クロス「パルスイクロス」、ビューティ&ヘルス系商品のゴムを使用したピーリングタオル「ゴムポンつるつる」などが売上を牽引しましたが、前述の理由により、当事業年度の売上高は、65,354千円となりました。

⑥ その他

当販売チャネルには、社内販売制度に基づいた売上が含まれます。当事業年度の売上高は、35千円となりました。

(2) 重要な設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資（有形固定資産及び無形固定資産）の総額は90,744千円です。その主なものは、販売店舗様向けポータルサイト『スグデル』の開発に係る費用等としてソフトウェア5,817千円、新プロジェクトに係る開発費用等としてソフトウェア仮勘定86,809千円を計上しております。

(3) 資金調達の状況

運転資金の調達として、金融機関より短期借入金300,000千円の資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

① 人材の獲得及び育成

社社の強みは実演販売であり、商品を使用して見せて広告宣伝効果を活用すると同時に、使用価値をアピールし、販売につなげていくとともに、実演販売をとおした経験を活かして商品企画を行うことを基本としております。当社は過去の実演販売において蓄積された実演口上をノウハウとして活用することで、新たな商品を企画するとともに、埋もれている既存商品をリバイバルさせることを強みとしており、実演販売の現場で把握した顧客ニーズを反映した商品の企画ができる実演販売士＝実演アンカーマンを育成できることが当社の競争力の源泉の一つであります。実演アンカーマンは実演販売の現場で把握した「売れた商品」「売れなかった商品」「お客様の声」等を基に、実演販売をすることで顧客に認知されやすく売れる商品の企画を行います。また、実演販売士は、商品への需要を喚起させるためにテレビの通販番組や情報番組等といったメディアに露出することで、消費者に対するインフルエンサーとしての役割を担っております。

当社では実演販売に関するノウハウを確立したマニュアルを用いて実演販売士育成のための講座を開催しており、実演販売士の育成に取り組んでおります。実演販売士育成セミナーを前身とする「売の極意塾」は2007年2月の開講以来、基礎・法令・実践からなる9日間の育成プログラムを修了した後に所定の規準を満たした者を実演販売士として認定しております。

これらの活動を担う実演販売士を、これからも引き続き積極的に育成し、一層充実させ、販売力及び商品企画力の強化を図ってまいります。

② 商品企画力の強化

当社は、実演販売で培った「売れる経験」を基に商品の企画を行っており、それが当社の競争力の源泉の一つであります。当社では実演アンカーマンの育成を図るとともに、蓄積した過去の実演口上をデータベース化することで適時に新たな商品企画に活用することができる体制の強化を行っております。これまでに取り扱っている既存の商品カテゴリに限らず、ストックビジネスとなり得る商品等新たな商品カテゴリの企画を推進し、より多面的に商品を提供できる体制づくりを推進してまいります。

③ 認知度の向上

当社の商品、従業員及び実演販売士の各種メディアへの露出が近年増加しておりますが、国内においてもいまだ認知度向上の余地があると認識しております。販売力強化の一環として、より戦略的かつ効果的に広告宣伝活動を行うことで当社の商品及び事業の魅力を伝え、顧客の増加を図ってまいります。

④ 棚卸資産の適正管理

当社で取り扱う商品については、その多くを自ら仕入れ、自社在庫として保有した上で販売を行っております。当社は商品の仕入を行う際には商品の販売動向や顧客の嗜好を考慮し、棚卸資産の適正管理に努めておりますが、季節商材などは、その年の気候に左右され在庫過多になるという課題を抱えております。棚卸資産の適正管理の一環として、商品の販売動向や顧客の嗜好をより精緻に把握するとともに、仕入先でもある共同企画先を開拓することでユニークで魅力ある商品を拡充してまいります。

⑤ 内部管理体制の充実

当社では、事業規模の拡大及び企業価値向上のためには、内部管理体制のさらなる充実が必要であると考えております。そのため、人材の採用や社員教育の充実、業務のシステム化等を通じて内部管理体制の充実を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2020年3月期 第22期	2021年3月期 第23期	2022年2月期 第24期	2023年2月期 第25期 (当事業年度)
売 上 高 (千円)	5,605,808	6,750,241	3,865,594	2,572,852
経 常 利 益 または経常損失 (△) (千円)	863,119	927,484	133,845	△117,094
当 期 純 利 益 または当期純損失 (△) (千円)	561,428	575,944	89,865	△133,340
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期純損失 (△) (円)	233.93	207.65	30.33	△45.00
純 資 産 (千円)	1,448,488	2,802,499	2,892,709	2,759,313
総 資 産 (千円)	2,321,261	3,431,856	3,303,257	3,364,476
1株当たり純資産額 (円)	603.54	945.85	976.29	931.29

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 当社は、2020年1月31日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 第24期につきましては、事業年度末の変更に伴い、2021年4月1日から2022年2月28日までの11か月間となっております。

(6) 主要な事業内容

事 業	主 要 商 品
実演販売関連事業	パルスイクロス、ゴムポンつるつる、スパイダージェル、エアコンクリナーAg消臭プラス、夢ゲンクールタオル、骨盤整隊カチャー

(7) 主要な事業所

区 分	所 在 地
本 社	東京都渋谷区恵比寿南2丁目23番7号
店 舗	東京都墨田区押上1丁目1番2号 東京ソラマチ内 東京都足立区千住3番92号 北千住マルイ内

(8) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
47名	5名増	41歳	4.1年

(注) 従業員には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

(9) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	75,000千円
株式会社三井住友銀行	75,000千円
株式会社りそな銀行	50,000千円
株式会社みずほ銀行	50,000千円

(10) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 9,600,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,963,000株
うち、自己株式数 92株
- (3) 当事業年度末の株主数 1,922名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
吉村泰助	1,140,000	38.47
エンパワーフィールド株式会社	700,000	23.62
株式会社チョイズ	200,000	6.75
中山慶一郎	88,100	2.97
野村證券株式会社	59,900	2.02
コパ・コーポレーション従業員持株会	32,337	1.09
吉川直樹	29,800	1.00
楽天証券株式会社	22,300	0.75
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	21,500	0.72
株式会社SBI証券	18,900	0.63

※持株比率は自己株式（92株）を控除して算出しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉村 泰助	エンパワーフィールド株式会社 代表取締役 株式会社チョイズ 代表取締役 一般財団法人コパ奨学財団 代表理事
取締役	磯貝 翼	営業本部長 BtoC事業部長兼SP事業部長
取締役	松田 三幸	管理本部管掌
取締役	明歩谷 秀邦	株式会社QOLたばやま 監査役 西武信用金庫 常勤監事
取締役	川原 武浩	株式会社ふくや 代表取締役社長 株式会社石村萬盛堂 代表取締役 アビスパ福岡株式会社 取締役 株式会社福岡サンパレス 監査役
常勤監査役	坂本 光司	
監査役	末廣 正照	株式会社AGSコンサルティング BS事業本部 部長 株式会社A&KCソリューションズ 代表取締役 株式会社ワールド・ワン 監査役
監査役	堂野 達之	堂野法律事務所 所長 グローム・ホールディングス株式会社 取締役監査等委員

- (注) 1. 取締役明歩谷秀邦氏及び川原武浩氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役坂本光司氏、末廣正照氏及び堂野達之氏は、社外監査役であります。
 3. 2022年5月26日開催の第24期定時株主総会において、磯貝翼氏、松田三幸氏が取締役に、坂本光司氏、堂野達之氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
 4. 監査役末廣正照氏は、会計コンサルティングファームでの勤務経験から、経営・財務に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役堂野達之氏は、弁護士として企業法務及び経営に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 取締役馬場洋和氏、監査役内藤久江氏及び石田宗弘氏は、2022年5月26日開催の第24期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任しました。
 7. 当社は、取締役明歩谷秀邦氏及び川原武浩氏、監査役坂本光司氏、末廣正照氏及び堂野達之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 8. 事業年度中の取締役の担当の変更は、以下のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
松田 三幸	取締役 経営企画室長	取締役 管理本部長 兼人事部長兼経理部長	2022年9月1日
	取締役 管理本部管掌	取締役 経営企画室長	2023年2月14日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各役員（業務執行取締役等である者を除く。）は、会社法第427条第1項に規定する、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	6名	69,090千円	－	－	69,090千円
(うち社外取締役)	(2名)	(9,600千円)	(－)	(－)	(9,600千円)
監査役	5名	13,200千円	－	－	13,200千円
(うち社外監査役)	(5名)	(13,200千円)	(－)	(－)	(13,200千円)
計	11名	82,290千円	－	－	82,290千円

(注) 役員報酬は固定報酬のみにより構成されており、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は導入しておりません。

(5) 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2019年3月14日開催の臨時株主総会において、取締役年間報酬総額の上限を4億円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。同株主総会終結時の取締役の員数は5名。）、監査役年間報酬総額の上限を40百万円（同株主総会終結時の監査役の員数は3名。）とすることにつき決議しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役明歩谷秀邦氏は、株式会社QOLたばやま監査役及び西武信用金庫常勤監事を兼務しております。なお、当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

取締役川原武浩氏は、株式会社ふくや代表取締役、株式会社石村萬盛堂代表取締役、アビスパ福岡株式会社取締役及び株式会社福岡サンパレス監査役を兼務しております。なお、当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

監査役末廣正照氏は、株式会社AGSコンサルティングBS事業本部部長、株式会社A&KCソリューションズ代表取締役及び株式会社ワールド・ワン監査役を兼務しております。なお、当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

監査役堂野達之氏は、堂野法律事務所所長及びグローム・ホールディングス株式会社取締役監査等委員を兼務しております。なお、当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

役職	氏名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	明歩谷 秀 邦	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。同氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験と幅広い知識を活かした、経営全般に対する助言・監督を期待されており、取締役会における種々の発言を通じて、その役割を果たしております。
取締役	川 原 武 浩	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。食品メーカーの代表取締役として得た長年の経験と豊富な知見を有しており、その知見に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っていただけると期待されており、取締役会における種々の発言を通じて、その役割を果たしております。
常勤 監査役	坂 本 光 司	2022年5月26日就任以降に開催された取締役会10回及び監査役会10回すべてに出席いたしました。他業種にわたる長年の企業実務及び経営に関与した豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会、監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	末 廣 正 照	当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回すべてに出席いたしました。取締役会においては、会計面に知見を有するコンサルタントとしての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	堂 野 達 之	2022年5月26日就任以降に開催された取締役会10回のうち9回及び監査役会10回すべてに出席いたしました。弁護士としての高い専門性及び豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会、監査役会における議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

應和監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
報酬等の額	16,000千円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	16,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の手続き・体制等について確認し、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切か検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針に関する事項

【業務の適正を確保するための体制】

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、コンプライアンス体制の整備及びコンプライアンスの実践を図るため、コンプライアンス規程を定める。
- (2) 部門の責任者は、部門固有のコンプライアンス・リスクを認識し、主管部署とともに法令遵守体制の整備及び推進に努める。
- (3) 法令・定款の違反行為を予防・早期発見するため、当社の事業に従事する者からの内部通報制度を設ける。
- (4) 役員及び使用人に対して、コンプライアンスに係る継続的な教育・研修を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 文書等の保存に関する規程を定め、同規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を含む文書等は経営判断等に用いた関連資料とともに保存する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務の遂行を阻害する各種のリスクについては、それぞれの主管部署及びリスク管理に関する規程を定める。
- (2) 事業の重大な障害・瑕疵、重大な情報漏洩、重大な信用失墜、災害等の危機に対しては、しかるべき予防措置をとる。
- (3) リスクの管理に係る体制については、継続的な改善活動を行うとともに、定着を図るための継続的な教育・研修を実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- (2) 中期経営計画を策定し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- (3) 経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、ITシステムの担

当者を置いて整備を進め、全社レベルでの最適化を図る。

5. 監査役及びその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項等

- (1) 監査役からその職務を補助すべき使用人を配置することを求められた場合は、監査役と協議して配置することとする。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、その職務については監査役の指揮命令に従い、その評価は監査役と協議して行う。

6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに当社の定める担当部署に報告する。当該担当部署は、報告を受けた事項について速やかに当社の監査役に報告する。
- (3) 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

7. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会その他の重要な会議に出席できる。また、当社は、監査役から要求のあった文書等は、随時提供する。
- (2) 監査役の職務の執行について生ずる費用及び債務については、原則、当社が負担するものとし、監査役の職務の執行に必要なでないことを当社が証明した場合を除き、当社は請求に従って支払いを行う。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

- ・ 主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役会の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべてに出席いたしました。その他、監査役会は13回開催いたしました。
- ・ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会及び三様監査を実施し、情報

交換等の連携を図っております。

- ・内部監査室は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び内部統制監査を実施いたしました。

【剰余金の配当等の決定に関する方針】

当社は、現在引き続き成長過程にあると認識しており、現時点においては事業の効率化と事業拡大のための投資を積極的に行っていくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えており、今後の配当実施の可能性及び時期については未定であります。しかしながら、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要課題と位置づけており、将来的には、業績や財政状態、事業の整備状況等を総合的に勘案しながら利益還元を行うことを検討していく方針であります。

貸借対照表 (2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,229,019	流 動 負 債	581,193
現 金 及 び 預 金	1,646,673	買 掛 金	165,758
電 子 記 録 債 権	125	短 期 借 入 金	250,000
売 掛 金	162,324	未 払 金	60,177
商 仕 掛 品	1,381,467	未 払 費 用	23,353
貯 蔵 品	2,867	未 払 法 人 税 等	545
前 渡 金	82	未 払 消 費 税 等	39,131
前 払 費 用	6,747	前 受 金	825
未 収 入 金	8,202	預 り 金	4,009
未 収 還 付 法 人 税 等	1,862	契 約 負 債	4,009
そ の 他	19,248	賞 与 引 当 金	33,384
貸 倒 引 当 金	31		
	△613	固 定 負 債	23,969
固 定 資 産	135,457	退 職 給 付 引 当 金	15,314
有 形 固 定 資 産	21,901	資 産 除 去 債 務	7,615
建 物	15,052	長 期 未 払 金	214
車 両 運 搬 具	1,690	繰 延 税 金 負 債	824
工 具 器 具 備 品	5,158		
無 形 固 定 資 産	105,569	負 債 合 計	605,162
ソ フ ト ウ エ ア	23,628	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	81,895	株 主 資 本	2,759,313
そ の 他	45	資 本 金	401,160
投 資 其 他 の 資 産	7,986	資 本 剰 余 金	389,160
出 資 金	60	資 本 準 備 金	389,160
長 期 預 け 金	509	利 益 剰 余 金	1,969,301
差 入 保 証 金	7,416	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,969,301
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,969,301
		自 己 株 式	△308
		純 資 産 合 計	2,759,313
資 産 合 計	3,364,476	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,364,476

損益計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		2,572,852
売 上 原 価		1,621,932
売 上 総 利 益		950,919
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,067,585
営 業 損 失		116,665
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	16	
助 成 金 収 入	442	
還 付 加 算 金	778	
そ の 他	207	1,443
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	621	
売 掛 債 権 譲 渡 損	818	
そ の 他	432	1,872
経 常 損 失		117,094
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	611	611
税 引 前 当 期 純 損 失		116,482
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	983	
法 人 税 等 調 整 額	15,874	16,858
当 期 純 損 失		133,340

株主資本等変動計算書 (2022年3月1日から2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	401,160	389,160	389,160	2,102,642	2,102,642	△252	2,892,709	2,892,709
当期変動額								
当期純損失(△)				△133,340	△133,340		△133,340	△133,340
自己株式の取得						△55	△55	△55
当期変動額合計	—	—	—	△133,340	△133,340	△55	△133,396	△133,396
当期末残高	401,160	389,160	389,160	1,969,301	1,969,301	△308	2,759,313	2,759,313

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	4～8年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

商標権	10年
ソフトウェア	5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5つのステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社は主に日用品の販売を行っており、このような商品販売については、商品の引き渡し時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品の引き渡し時点で収益を認識しております。ただし、商品の国内の販売については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるときまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、当社が付与したポイントのうち、顧客が使用していないポイントを履行義務が充足されていない収益として契約負債を計上し、顧客が使用した時点において履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引きを控除した金額で測定しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|-----|
| 繰延税金資産 | －千円 |
|--------|-----|

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があるとして判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異解消スケジュール、タックスプランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。これらは主に事業計画を基礎として見積っておりますが、当事業計画に含まれる将来の収益及び費用は「3. 追加情報 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りについて」に記載した一定の仮定に基づき予測しており、不確実性を伴っております。そのため、実際の経済環境や損益の状況が一定の仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 追加情報

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の動向が引き続き懸念され、先行きは未だ不透明なまま推移すると予想されますが、今後の見通しにつきましては、感染症法上の分類が第5類に引き下げられること等の要因により、徐々に回復に向かうことが期待されます。

当社では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響について、第26期期首は一定の影響が継続しますが、感染症法上の分類が第5類に引き下げられること等の要因により、これらの影響が徐々に少なくなっていくものと仮定し、会計上の見積りを実施しております。

4. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	42,131千円
----------------	----------

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 期末株式数 (株)
普通株式	2,963,000	—	—	2,963,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 期末株式数 (株)
普通株式	45	47	—	92

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

自己株式の増加は、端数株式買い取り請求による増加 47株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	10,222千円
退職給付引当金	4,689 //
貸倒引当金	187 //
棚卸資産評価損	5,269 //
減価償却超過額	21 //
未払費用	1,624 //
契約負債	1,227 //
資産除去債務	3,007 //
繰越欠損金	27,028 //
繰延税金資産小計	53,276千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△27,028千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△26,248 //
評価性引当額小計	△53,276千円
繰延税金資産合計	-千円

繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△754千円
未収事業税	△70 //
繰延税金負債合計	△824千円
繰延税金資産純額	△824千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金計画に基づき必要な資金は銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど1か月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金として調達しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、営業債務や借入金について、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期末払金	214	207	△7
負債計	214	207	△7

「現金及び預金」、「電子記録債権」、「売掛金」、「未収入金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」及び「預り金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未払金	－	207	－	207
負債計	－	207	－	207

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

販売チャネル	当事業年度
TV通販	1,059,087
バンダー販売	600,699
インターネット通販	730,140
セールスプロモーション	117,534
デモカウ	65,354
その他	35
合計	2,572,852

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、物品の販売契約における対価は、物品に対する支配が顧客に移転した時点から主として3か月以内に回収しております。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

契約負債は、当社が付与したポイントのうち期末時点において未行使分によるものです。当期に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていたものは219千円です。

また、契約負債の増加額は当社が付与したポイントのうち期末時点において未行使分によるものです。

② 残存履行義務に配分した取引価格

2023年2月28日現在、当社が付与したポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は4,009千円であります。当社は、当該残存履行義務について、ポイントが使用されるにつれて収益を認識することを見込んでおりますが、当社が付与したポイントは有効期限を定めていないため、特定の時期や期間に収益を認識すると見込むことができておりません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産	931円29銭
1株当たり当期純損失	45円00銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年4月13日

株式会社コパ・コーポレーション
取締役会 御中

應 和 監 査 法 人
東 京 都 千 代 田 区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	澤 田 昌 輝
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	堀 友 善

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コパ・コーポレーションの2022年3月1日から2023年2月28日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

2022年3月1日から2023年2月28日までの第25期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式を含め出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、應和監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（應和監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月13日

株式会社コパ・コーポレーション 監査役会

常勤監査役 坂本光司 ㊞
(社外監査役)

社外監査役 末廣正照 ㊞

社外監査役 堂野達之 ㊞

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区道玄坂2丁目6番17号
渋東シネタワー 11階 AP 渋谷道玄坂



渋東シネタワー
AP 渋谷道玄坂



交通

JR各線 「渋谷駅」 **ハチ公改札口** より 徒歩約3分

東京メトロ・東急電鉄各線 「渋谷駅」 **A1出口** 直結 **A0出口** より 徒歩約1分

京王井の頭線 「渋谷駅」 **西口** より 徒歩約1分

※ 渋谷駅周辺は改装中のため、歩道橋の位置等が変更になる可能性があります。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。